

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第10号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員。

○12番（下方繁孝君）

12番下方でございます。この条例制定についてお伺いしたいと思います。

まず1点、この条例制定の理由についてお伺いしますがよろしくお願ひします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

今回、この条例を提案させていただきましたのは、まず地方公務員法と地方自治法が改正をされております。施行は令和2年4月1日となっております。この中で非常勤職員に関しまして、その任用それから服務規律等の整備、任用要件の厳格化が行われまして会計年度任用職員というものが創設をされました。この会計年度任用職員につきましては、報酬それから費用弁償、また新たに期末手当を支給することができることとなっております。ただ、その支給に関しましては条例で制定をするよう法で規定をされておりますので今回上程させていただいております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員。

○12番（下方繁孝君）

2点ほどお伺いしたいと思います。今までパートの臨時採用として勤められた給与は支給されていますが、条例制定することで給与の面でどのように変わるのかなということをお伺いしたいと思います。

もう1点、第14条のところに括弧書きであると思うんですが、1週間当たり勤務時間が著しく少ないものとして町長が規則で定めるものとはということをお伺いしたいと思います。この2点よろしくお願いします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

まず1点目の給与面での変更でございます。先ほど申し上げましたとおり新たに期末手当を支給ということになります。これに加えて給与につきましてはパートを今想定しておりますが、いわゆる給料につきましては報酬という呼び方をしますが、その報酬の支給それからその報酬に加えて常勤職員と同様の地域手当、今6%を想定しておりますがその地域手当分、また期末手当、それから通勤にかかる費用、こういったものが支給されます。その支給に当たりましては報酬の水準等がございます。最低賃金を考慮しながら、また職の内容、責任、必要な知識、技術、経験等を考慮して給料をそれぞれ決定するという形になります。また、期末手当につきましては任期6カ月以上の方で常勤と同様年間2.6月分の支給を想定しているものでございます。

それから2点目の勤務時間の著しく少ないものということで、これ期末手当のことになりますが、条例制定をお認めいただきましたら規則を制定してまいります。その規則の中では今想定しておりますのは総務省の見解がございまして、そちらは国の非常勤に合わせまして1週間の勤務時間が15時間30分未満の方は期末手当の支給は原則としてしないというような見解が出ておりますので、そういった考えでおります。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

もう1点お伺いしたいと思います。現在、臨時職員は何名採用されているのかという

ことをお聞きしまして、業務が細分化している中で今後の採用予定はあるのかということをお聞きして終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長。

○総務課長（大西英樹君）

まず現在の臨時雇用職員の数でございます。127名でございます。

今後の採用につきましては、現在その業務につきまして来年度以降の検討をしておるところでございますが、原則とした考え方につきましてはまずは常勤職員で対応すべきものなのか、非常勤職員で対応するものなのかということをよく判断した上でその職が相当長期間就くべき職であるかどうか。また業務の量、職務の責任の程度等をよく検討して今後会計年度任用職員として必要かどうかを判断してまいりたいと思います。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。会計年度職員ということで最大で1年だと思っておりますが、報酬表を見ますと何号、何号とたくさんあるんですよ。ということは運用上2年3年任用することも考えておられるのかなと。それは再任用、また単純な労働等、特に再任用ですね、再任用の場合も今3年とか4年とか希望すれば雇用されると。再任用職員もまた会計年度任用職員に入ってくると思うんですがそこら辺どうなのかということと、再任用職員とまた単純な労働に雇用される職員、これは別に大治町は規則……、ごめんなさい、再任用はありませんね。単純な労働に雇用される職員の場合はほかの規則がありますし、臨時雇用職員に関しても要綱がございますのでその関係がどうなっているのか。臨時雇用職員に関しては法によって本当に縛りが厳しくなって来年度以降ほとんど臨時雇用職員という職員はいなくなると大治町では思うんですが、そこら辺も含めてお話をお願いいたします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

まず再任用職員につきましては、今回提案させていただいております会計年度任用職員とは別の制度での任用となりますので別と考えていただきたいと思います。

また単純労務職につきましては、町の常勤の職員につきましては規則で定めさせていただいております。今後につきましてもパートの会計年度任用職員の給料につきましては、単純労務職につきましては規則で定めさせていただきます。

それから臨時雇用職員の現在の要綱につきましては、これは地方公務員法が令和2年4月1日に施行される関係でこの要綱につきましては来年3月31日をもって廃止する予定でございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

再任用職員に関しては、会計年度任用職員に入らないと。別建てだと。それ以外に関しては臨時雇用職員はなくしていく形ですから要綱もなくしていくと。ただ、単純な労務に雇用される職員に関してはこの条例で準用すると書いてある。「この条例の各相当規定の例による」と書いてありますから現在の規則との兼ね合いですね、そこら辺はどうなのかということ。

また、先ほど質問させていただきましたが、会計年度職員、会計年度ですから1年だと思んですがこの表を見ているように運用面では契約は1年でも次の1年2年とまたやっっていくように考えられていると私は考えているんですが、その点運用面ではどうでしょうか。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

まず1点目の単純労務職につきましては、ここに条例の方で最後に記載させていただいておりますが、まずはこの条例によってこのように規定をさせていただいた詳細については規則で定めるということです。今ある単純労務職の規則につきましては、これは正規職員、常時勤務する職員のための規則でございます。今回、会計年度任用職員、パー

トに当たりましては改めて規則をつくるということでございます。

また報酬表の運用につきましては、別表第1のところでは職務の級また号給が定められていますが、別表第2をごらんいただきますと各級の職務の級別に基準となる職務を挙げさせていただいております。別表第1の方というのはいわゆるこの職務に応じて当てはめていくということになります。また、号給につきましては1から下にそれぞれ書いてございますが、この号給というものはその職員の学歴だとか経験年数、経歴そういったものを考慮して号給数を決めていくとそういった運用となります。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

ですから、経験等といいますと会計年度で1年で終わりでも次の年にやれば経験が積み重なりますから号給が1つ上がっていくとかそういうことじゃないかなと思うんですよ。結局経験ということは例えば大治町で会計年度任用職員で1年雇用されたら。次の年も雇用されるとなると前の1年も経験になるわけだからそれで号給が上がっていくことになるかと思うんですが、そこら辺どうなのかということと、再任用の結局次の1年やる場合、一定の働けない期間、いわゆる任用の空白。1日とか何日。会計年度1年といっても3月31日まででなくて3月30日までなのかとか。これは空白は開けないようにというのが国の見解なんです、そこら辺空白の点はどうなっているのか。運用でございましてはちょっとお願いいたします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

まず会計年度任用職員につきましては、会計年度という名称でございまして、これは年度を超えての雇用はできません。そのために昇給制度は当然ございませんが、翌年度に再度の任用することは国の見解上、問題ないというところでございます。またその都度給料の格付をしていくわけですが、その中で議員いわれるように前年度の経験があれば当然号給は上がっていくということにはなりますが、これはどこまででも上げるというようなものではございません。

それから年度末までなのかというお話です。例えば4月に採用して1年ということですので翌年の3月までというのが目いっぱいのところではございます。仮に例えば10月から採用という形をとったとしてもこれは年度をまたぐことはできませんので3月31日ま

での雇用という形になります。

それから空白期間につきましては、これは法律の考え方といたしましてこういった空白期間があることがまず問題だということで改正がなされておりますので、雇用期間につきましては必要な雇用期間を十分精査をして雇用しなさいというようなことでございますので、そういう考えのもとで雇用期間を設けた場合は必要な期間という形になりますので空白が出ることはないというふうに思っております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務教育常任委員会に付託をいたします。

日程第2、議案第11号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

下方でございます。議案第11号の中の第6条で特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する案についてですが、総代と衛生委員を削ることになるんですがその理由と、今後どのように対応されていくのかをお聞きしたいと思います。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

まず1点目の理由でございます。こちらの地方公務員法と地方自治法が改正されましてこちらも来年の4月1日からの施行となりますが、この中で特別職、非常勤の特別職の任用の仕方について厳格化されました。その中で特別職で雇用する場合につきましては専門的な知識経験に基づいて助言、調査、診断等を行うものというものに限定をされ

ました。これを考えますと総代、衛生委員につきましてはこれには該当しないということでございます。今回、特別職の報酬の条例から削除させていただきますのは報酬として支払うことはできないということで削らせていただいております。

今後の対応につきましては、総代業務といたしましては今規則で規定をさせていただいておりますが、その規則の業務内容をよく精査をして来年度以降は予定ですが業務委託という方式をとれるよう検討しているところでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

下方でございます。もう1点お聞きしたいと思います。産休・育児休業の代替嘱託員の削減について、現在これに該当する職員はおられますか。お伺いします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

現在この嘱託員はおりません。ただ、今回補正でお願いしております下水道の特別会計で予算を提案させていただいておりますが、今年度3月までの産休代替、育休代替ということで雇用の予定がございまして予算の提案をさせていただいております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原でございます。専門的な知見が必要だということで法律の改正で総代、衛生委員、ここの規定から外した。産休・育児休業代替嘱託員については私思うに会計年度任用職員の方に統一していくのではないかなというふうに思うわけですが、もしくは専門的な知見がないからこれはもう産休育休代替嘱託員、来年からはなしなのか。どうしても

制度としてはなしなんだろうが、実態として来年度からどうなるのでしょうか。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

来年度以降こういった形の職員が必要となった場合につきましては、議員言われるように会計年度任用職員という手法もございます。また、地方公務員法の中で臨時的任用という制度がございます。こちらでは常勤職員に欠員が生じた場合とか緊急の場合につきましては採用ができると、期限つきでございますが採用できるという制度がございますのでこういったところの活用もさせていただくという予定でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

臨時的任用、欠員ができた場合ということですが、産休・育休は定数としては欠員ができていないわけではない。たまたま産休・育休をとられているだけで定数の中には入っていると思うんです。だから欠員ではない。災害時等で臨時に人が必要な場合が僕は臨時的任用じゃないかなと思うので、産休・育休に関しては臨時的な任用というよりは会計年度任用職員で対応すべきではないのかなと。ちょっときのうきょうと調べてみましたらそういうように思ったんですが、それはどのように今検討されておられるのでしょうか。他の市町村はどうでしょうか。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

地方公務員の育児休業法というのもございます。その中にもそういった臨時的任用の制度がございます。そういった法の制度も活用してまいります。また、他の自治体につきましては把握してございません。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。



[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務教育常任委員会に付託をいたします。

日程第3、議案第12号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原でございます。附則の施行についてお聞きいたします。法律の施行期日は公布の日が6月14日、あと3カ月後の9月14日、また6カ月後の12月14日と3種類あるようでございます。今回大抵附則の中にある公布の日からというのはもう施行期日を9月議会の終わる段階で過ぎているもの、もしくは公布の日に行われたもので12月14日というのは法律の施行日12月14日に合わせてだと思っておりますが、ここら辺9月14日という施行期日のものはこの中に入っているのでしょうか、法律の中で。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

まず施行日につきましては、この今回提案させていただいている中で4本の条例を提案させていただいておりますが、それぞれ関係法令の施行日が関連してまいります。例えば第1条につきましては旅費に関する条例でございますが、これのもととなっているのは地方公務員法でございます。この関係法律の整備に関する法律自体はもう施行されておりますが、それぞれの法律の施行日がそれぞれ規定されております。地方公務員法につきましては12月14日と決まっておりますので、それに関連して改正する条例につきましては12月14日に合わせてございます。

また、例えば第4条の消防団につきましては、こちらはこの関係法律の整備に関する法律はもう施行されておりますが、この法律の趣旨につきましては成年被後見人また補

佐人についてのいろんな資格等につきまして欠格条項を外すということで、これは即時に公布日施行されておるものでございますので、今回の消防団条例のような規定につきましてはこの欠格条項をとるという改正でございますので法律の考え方に沿って施行日を合わせるものではございますが、法律はもう先に施行されておりますので今回の条例につきましては議会でお認めをいただいた後に公布日施行させていただくというものでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務教育常任委員会に付託をいたします。

日程第4、議案第13号大治町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

この条例改正、旧氏という部分と男女の性別ですね、それを記載しないという2つの部分があると思います。そこで男女の別を記載しないという点ですが、これは法律改正の中で記載はしないということになったものでございますが、平成28年12月の総務省の通達などによると印鑑登録証明書、またちょっと別個ですが住民票記載事項証明書については性別記載の省略も可能であるということで、平成28年12月以降は法律改正を待たなくても印鑑登録証明書で性別の記載をしなくてもよかったです。ただ大治町は法律の改正をするまで男女の別を記載していたわけで、これはLGBT等々の問題、非常に大きな問題になっている中でちょっと問題があるんじゃないかなと。他の市町村を見るとそういう総務省の通達が出て以降、印鑑登録証明書で男女の記載をしていないのもあるわけですよ。そこら辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○住民課長（堀田泰秋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

住民課長、どうぞ。

○住民課長（堀田泰秋君）

今回の改正につきましては、先ほど議員言われましたように平成28年12月に文書が出ておりますが、法律の改正を待って改正をさせていただきました。なお、性別については法律の方の改正はされておられませんのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

ですが、法律としては男女の別は記載してあるけれども登録証明書としては男女の別は記載はしなくていいというふうに……、施行令ですね。法律としては男女の別は記載しているんだけど施行令などの改正によって証明書を出すときに記載しなくていいとか記載しないというふうになったと思うんですよ。今の説明で。そういう施行令などに合わせたということで理解はできるんですが、やっぱり平成28年12月に通達があるから本来はやれたのにやってこなかったということなんですよ。そこら辺法律の改正を待ってということだと総務省の通達の趣旨としてはやれることは積極的にやりなさいよという意味で通達を出していると思うんですが、法律を待っていたら何もできない。何もできないというかおくれていくと思うので、その点今やっぱり法律の改正を待って出してきたという町の姿勢、住民課の姿勢ですね、そこら辺はどうなんでしょうか。

○福祉部長（伊藤美紀雄君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（伊藤美紀雄君）

ただいまいろいろ議員がおっしゃられていることですが、印鑑証明の登録事務に関して男女別の記載をしなくても、しない取り扱いとしても構わないというようなことはおっしゃるとおり28年12月12日付で通知が参っておるものがございます。住民課の考えはということでございますが、今回先ほど住民課長が申し上げたとおり条例のところ旧の氏の改正がございますのでそれに合わせて今回男女の別を削除したものでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

平成28年12月12日の通達以降、施行令が改正になることによって通達とは別に施行令が改正されることによって、やっぱり町としてもやらなきゃいけないので男女の別を記載しないようにしたというふうに僕は理解しているんですよ。男女の別を記載しなくても済むとってどっちでもいいということではなくて、施行令によって記載しないと僕はなっと思ったんですが印鑑登録証明書に関しては。また、ちょっと印鑑登録と変わるかもしれませんが、住民票記載事項証明書。住民票の写しは男女の別は書いてありますが、書かなきゃいけません、住民票記載事項証明書は書かなくても済むと。そこら辺運用はどうされているのか最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時31分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5、議案第14号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務教育常任委員会に付託をいたします。

日程第6、議案第15号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7、議案第16号大治町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8、議案第17号令和元年度大治町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

12ページのふるさと納税寄附金でございます。

○議長（横井良隆君）

番号を言って挙手してやりなさい。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原です。12ページ、ふるさと納税寄附金でございます。10万円でございますが、以前ふるさと納税寄附金があった場合、いろいろ寄附者から使途、使い道ですね、そういうことに関するお話があつて使い道を限定したと、使途を限定したという今までのこ

ともあるんですが、今回は特に何も無いわけでしょうか。

2点目ですが、20ページ、社会福祉事務費の一番下の大治町社会福祉協議会運営補助金でございます。事務局長を新たに雇用したということでございますが、4月1日付で雇用されて、社会福祉協議会が。そして人件費を100%町が持つものではないかと思えます。条例によりまして社会福祉法人等が町から補助金を受ける場合、補助金の申請書を出さなければなりません。社協からの提出期日、私が伺っているのは4月になってからと伺っているんですが4月何日付で出されたんでしょう。

22ページ、それと比較して同じように運営補助金が出ております。大治町シルバー人材センター運営費補助金でございます。これも事務局長、5月末で派遣をやめて局長補佐が局長になり、かつ臨時雇用職員を採用するものでございますが、これは……

○議長（横井良隆君）

端的に、端的に言って。

○9番（吉原経夫君）

これはいつ補助金申請書が出されたんでしょうか。以上をお聞きいたします。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

ふるさと納税10万円につきましてその用途はということでございますが、用途の指定はございませんでした。以上です。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

まず20ページ、社会福祉協議会の運営補助金でございます。補助金の申請がいつ出たかということでございますが、この人件費にかかわる部分につきましてまず社会福祉協議会から7月22日付で補助金の運営補助金の増額について、増額補正についてという協議書が出てまいりました。ここの協議書を受けまして不足分の今回人件費不足分ということで御提案させていただいております。この議決後にはまた補助金の変更申請というものを提出していただくという流れになっております。

それから22ページのシルバー人材センターの運営補助金。こちらにつきましても7月25日付でシルバーの方から運営補助金の増額補正の協議書が提出されました。先ほどの社会福祉協議会の変更申請と同様に今回の議決承認後に補助金の変更申請を出していた

だくという流れになっております。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原でございます。大治町社会福祉法人の助成に関する条例の中で「第4条、社会福祉法人は、第2条の規定による助成を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。1、理由書。2、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書。3、財産目録及び貸借対照表。4、その他町長が必要と認める書類」とございます。とにかく助成を受ける前に申請書は出さなきゃいけない。当然不十分なものがあれば差しかえということも聞くとは思いますが、今の説明だと協議書であって申請書ではございません。当然、社会福祉協議会は運営費補助金、4月1日から費用が発生しているわけだから、当然3月中に申請書が出されているべきだと思うんですが、そこら辺申請書は社協さん、またシルバーさん、いつ出されたんでしょうか。

○民生課長（加藤 謹君）

委員長。

○議長（横井良隆君）

民生課長。

○民生課長（加藤 謹君）

今回の人事異動にかかわる部分についての補助金の申請については、その時点についてはまだ把握していないということでございますので補助金の申請分としては出ておりません。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

第4条に係る申請書は出ていないということ、今そういうような話で、普通助成金を受ける場合は申請書を出した上でだと思んですが、出さないで後出しというのはなん

か解せない。とにかく申請書は助成を受けるより先に出すのが普通。補助金の種類によっては成果が終わってからというのものもあるかもしれませんが、このものに関しては。以前、少し前にちょっと民生課長にお聞きしたときは4月上旬付で出ていると聞いているのでちょっと説明が違うなど。情報公開請求を今しておりますので出していただいたときにもう少しきちっとした議論ができると思うんですが、本当にいつ申請書を社協さん、またシルバーさん出されたんでしょうか。それは書類として残っているはずですのできちっとお答えを願いたいと思います。以上です。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長。

○民生課長（加藤 謹君）

先ほども答弁させていただきましたが、7月の協議書を受けまして今回の補正ということで御提案させていただいております。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○11番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番服部勇夫議員、どうぞ。

○11番（服部勇夫君）

11番服部でございます。まず28ページでございます。委託料として今回児童クラブの測量等を業務委託料として記載をされております。その点で測量をこれから認められてから入っていくということで、それが終わった後に児童クラブの建設ということになりますが、ここの部分、名古屋市の水道局のサイクリングロードに隣接するところでございます。生活的機関、要するに水道、電気等のことも含めて今測量ですので測量だけだとは思いますが、当然そういう調査もされると思いますのでまずその辺のところの質的なことを1点。

もう1つなんですが、30ページ、衛生費として可燃ごみ置き場の設置工事として上がっております。これは議案説明等にありましたように河川のところに鉄板を敷いて設置をやっていく。これは当然地元同意があったと思いますが、河川でありますから交通の安全対策、また、きのうも一般質問にありましたフェンス等に掲げてやることの行為、またそのものをどういうふうに基本的にはごみ収集車が回るようなところでないといけないということもありますが、そういう基本方針というのはございますでしょうか。その辺のところの答弁を願いたいと思います。



○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

今回補正を上げさせていただきました測量等業務委託料につきましては、まず面積を確定するために補正をお願いしているものでございます。その前に今回寄附のお話をいただきましてちょっと特殊といいますか、サイクリングロードに面しているところでございますので水道局、あと西尾張建設事務所等に建設が可能かどうかというところを確認は既にしております。以上でございます。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

先ほどの議員の基本方針等という御質問でございます。大治町としましてはルート収集を行ってございます。しかしながら、町内道路上にごみの収集拠点が多くあるというのも事実でございます。そちらに関しましては当然ごみの袋でございますが道路の管理上好ましいものでは決してないのでございますが、町民さんの生活に直結する問題でございますのでそちらに関してはルート収集という形で行わせていただいております。

それからフェンス等の防護ネットを利用している利用でございますが、実質地区の方もお話はさせていただいておりますが、運用に関しましては地区の方をお願いしているというのが実情でございます。済みません、先ほどの答弁の漏れがあります。地区の方とは総代さん通じて今回の工事につきましては何度か協議をさせていただいております。以上でございます。

○11番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番服部勇夫議員。

○11番（服部勇夫君）

続いてでございますが、今の可燃置き場の設置なんです、これは住民生活に直結する問題でございます。といいがても河川の上に置くことですので当然用悪水路の対策というのは十分行われているのでしょうか。先ほどもいいました交通安全でも河川であります。当然、一般車両が通るところですのでそういう対策等も打たなきゃい

けないとは思いますが、その辺のところの御答弁をお願い申し上げます。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

工事の方の構造等でございますが、フェンスにつきましては実際水路上に鉄板を敷かさせていただきますのでそれに沿ってコの字型にもう一度取り回しをさせていただきます。鉄板9ミリ厚でございますので若干普通車が乗り上げたところでも大丈夫であろうという判断をしておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○11番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番服部勇夫議員。

○11番（服部勇夫君）

運搬車、要するに収集車が優先してルート収集をやっていくのが当然のことながら、一般に道路とか河川のところに置かれて交通安全対策をきちっとしないといざ事故等が起こるといのが地元でも経験があることでございます。そういう点で交通安全の配慮というのが当然必要でありますし、今回重視しているのは悪水路、要するに水路敷にあるのは、一般の住民の方にとってはそこが一番あいているスペースだという考え方だと思うんです。でも、農業担当するものに対しては用悪水路、用水に水を通すときには重要な地点である。特に鉄板をかぶせてやっていく。そのところに物がたまったり流れが悪くなったり、これは十分気をつけなきゃいけない部分だと思います。交通安全も当然先ほど質問したように、農業従事者にとっても必要であるということ、これを認識をしていただきたい。その点に対して水等の悪水に関することをもう一度御答弁願いたいと思います。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

先ほどの御質問でございますが、当然我々も農業サイドから見た場合、水路というのは重要なものだという認識でございます。したがって、フェンス等コの字型に今回

切り回させていただきますが、ごみの落下等がないよう十分配慮させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第9、議案第18号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原でございます。7ページの一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の事務費繰入金と9ページの一般管理費委託料、介護保険電算業務委託料、これはセットですのでそこをお聞きしたいと思います。介護職員の特定処遇改善に伴うシステムの改修ということで伺っております。10月1日から消費税引き上げの予定ということでそれに伴うものだという事だとも聞いております。非常に遅い作業であると思いつつ、でもこれは政府の方の通知が遅かったのかなというようなことも思うわけで、実際厚生労働省からこの関係の書類、通知が来たのはいつ付の日にかのものかでしたでしょうか。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

今、遅いというお話がありましたが、今回のこのシステム改修につきまします工期につきましても数日で終わるものでして、運用的にも今回のこの補正でお認めいただいて通常の流れでいきますと各事業所が国保連合会に請求するのがそのサービス提供月の翌月になりますので、10月からの報酬改定につきましても十分11月の請求分で間に合うということで特に問題はないと考えております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

間に合うのでいいんですが、ただ厚生労働省のこういう関係の通知自体が私は遅かったんじゃないかなと思うんですが、いつ通知が出たんでしょうか。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長。

○民生課長（加藤 謹君）

今言う厚生労働省の通知というよりは、このシステムにかかわる改修費、この費用につきまして業者の方から取り寄せて必要な額がわかった段階で今回御提案させていただいております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原です。介護職員の特定処遇改善の報酬単価等々はいつごろ決まったんでしょうか。決まらないと当然改修業者に話を持っていくこともできないし、一応報酬というのは国が決めますのでそれを決めてからシステム改修となっていくと思うので、そこら辺システム改修するためには報酬改定があるわけですからそこら辺の改定はいつだったんでしょう。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

このシステム改修につきましては、今言われる処遇改善の加算ができるようなそのシステムを組み込むような改修となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第10、議案第19号令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第11、議案第20号令和元年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第21号平成30年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員。

○8番（林 哲秀君）

8番林 哲秀でございます。3点ほどお聞きしたいと思えます。

175ページ、道路維持修繕工事でございます。7277万とありますが、要望に対する施工率が9%、昨年29年が12%なんです。次の舗装が7%、昨年が11%。それとちょっと私読めないのが溝蓋と読むんだと思えますが、溝蓋要望に関する施工率が昨年は16%、ことしが71%。これは多分住宅ができたのかなと思っておりますのでそこら辺の低くなった理由と、予算が足らなきゃ要望していただきたいと思えます。一番大事なことでございませう。

その次の175ページの側溝暗渠清掃、1800万出ておりますが、要望に対する施工率が30年度が18%、29年度が25%で下がっておるんですね。ぜひこの暗渠の清掃というのは非常に海拔ゼロメートル、治水が最も重要な大治町でございますがこの点はどうなのかお聞きしたいということなんです。

それと177ページ、LED照明調査料ということで615万出ております。調査ということでございませうが、現状今どこぐらいまで進んでおるのか。その現状のところをお聞きしたいと思っております。

それと183から185で砂子防災公園整備事業、1億5100万ということで出ております。成果に関しまして地域住民の生命を守るために災害時における一次避難所として砂子防災公園の整備を行ったということなんです。もちろんいいことでございませうが、この砂子防災公園のあり方、土を盛るのかため池にするのかというようなことがわかっておれば教えていただきたいと思えます。以上、この3点でお願いいたします。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

まず初めに道路維持修繕工事の予算の件でございます。昨年度、側溝修繕が268.5メートルということで今年度176.4メートルということでございませう。側溝の大きさ等によって延長等の増減がございませうので御理解のほどお願いしたいと思えます。舗装修繕におきましても、昨年度1,951平米、30年度においては2167.5平米ということでこれも地元の要望等をいただきまして、そこからまず必要なところを優先に修繕をしている結果でございませう。続きまして、溝蓋設置でございます。昨年度が73枚、30年度が311枚ということでこれも地元の要望をいただきまして設置可能なところから設置した結果でございませうので御理解のほどよろしくお願いしたいと思えます。

側溝暗渠清掃でございます。側溝暗渠清掃、昨年度29年度が3,916メートルということで30年度が4,050メートルになっております。これも昨年度より予算が若干増額となっております。また、箇所によって側溝の大きさ、体積量によって延長が若干増減がございますのでそれによって30年度は若干延長が伸びているような状況でございます。

続きまして、LEDの現状ということなんですが、業者が決まりまして現在取りかえの作業の準備を行っているような状況でございます。9月中には地区に取りかえの工事に入って行くような予定をしておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

最後に防災公園の形状というか盛り土をするのかどうなのかという御質問だと思います。一応、計画がございまして盛り土で計画をしている方向でございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員。

○8番（林 哲秀君）

この道路整備だとか暗渠に関しましては、言ったもの勝ちじゃないと思います。現地を見てみえると思いますが、ぜひ要望率が高くなるようにまずお願いしたいということと、このLEDの方はどの地区からやるということは決定されてみえますか。まだ各地区の総代さんにやってみえるのか。ちょっとここら辺だけお聞きしたいんですが。

○議長（横井良隆君）

林 哲秀議員、決算ですので。

○8番（林 哲秀君）

はい、はい。

○議長（横井良隆君）

はい、はい、じゃなくて決算ですので。

○8番（林 哲秀君）

今計画していると言ってみえるからその計画を聞きたいだけです。各地区どうするかと言われたからそれだけ聞きたいと思っただけ。どの地区からやっていくのかなというのぐらひはもう計画になっていると思います。なっていないか。

○議長（横井良隆君）

いや、そういう話じゃなくて。

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

LEDの調査の効果ということでございますが、LEDのCO<sub>2</sub>の削減量が年間282.5トンの削減が見込まれるという結果をいただいております。また、電気料といたしましても年間1600万円ほど削減できるという見込みの試算の結果をいただいているところでございます。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原でございます。147ページの地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定業務委託料、いわゆる大治町エコオフィスプラン2030のことでお聞きいたします。エコオフィスプランの45ページに取り組み別の削減目標ということで記載がありまして、設備機器の更新、これは公共施設10施設として計算をされていると思いますが、再生可能エネルギーの導入、また施設設備の運用改善、これは理解できることでございますが、施設の統廃合というものが書いてあります。大治町、公共施設の総合管理計画の中で国の基準、1人当たりの面積等々でほとんど余裕がない、余分がないという中でまた2040年度までは大治町どんどん人口がふえていくという中で施設の統廃合が必要なのかどうか。公共施設の総合管理計画の中では新しい施設をつくる時に古い施設はなくしていくという考え方で積極的に統廃合をやっていくという考え方じゃないのに、ここのエコプランの中では施設の統廃合で180トンのCO<sub>2</sub>を削減すると唐突に出ております。合併して施設がダブっているというところなら考えられますが、大治町の場合、統廃合は考えられないし、かつ人口がふえている。また統廃合の対象になるのは調査した10施設の中にはないと思うんですが、調査をしていないのに統廃合ということを出していくと。CO<sub>2</sub>の削減目標に足りないから数字合わせでやったのかもしれませんが、そこら辺説明をお願いしたいと思います。

次に155ページから157ページの感染症対策事業費でございます。その中で子宮頸がんワクチンの接種でございます。成果報告書の中には子宮頸がんワクチン、受診者がゼロ



なので成果がございません。ですが、保健センターの中には受診者、接種はゼロということで報告がございます。本日の中日新聞の中に記事がございました。「情報不足 子宮頸がんワクチン 接種決めかねる対象者ら」という記事でございます。予防接種後の中で子宮頸がんワクチンは対象者への接種機関や注意事項などの周知、施行令で周知を義務づけております。ただ、ちょっと積極的に勧めないという国の方針もございますが、愛知県の中では岡崎市初め、碧南市、刈谷市、東海市、東浦町、設楽町は周知した上で自己判断でやられているということで、大治町の場合は周知すらしていない。ここら辺どういう考え方でやっているのか。法の趣旨また国の積極的に勧めないという方針等がございますが、どういう方針でやってきたのか。昨年1年間やってきたのかと。ことしも一緒だと思いますが、その点をお答えを願いたいと思います。

あと3点目ですが、障害福祉サービスなど障害者のことでお聞きしたいと思います。123ページ、訓練等給付費で共同生活援助、グループホームですね。近年大治町、障害者のグループホームがふえているというきのお話もございました。延べ利用人数295人ですが、町内・町外どのようになっているのでしょうか。

それとともに123ページ、地域生活支援事業費。地域活動支援センターですが、この利用者数21人。ただ大治町の町内にはないんですよ。町外で利用されていると思うんですよ。やはり利用者が町内多ければ町内にもやっぱり必要じゃないかなと私は思うわけで、そこら辺昨年度どうだったのか。

あと123ページ、また地域生活支援事業費の続きですが、コミュニケーション支援事業。手話通訳者派遣事業です。実利用者が2人ということですが、愛知県議会は手話通訳者を入れているという話を参事から勉強させていただきまして非常に手話通訳者は大切だと思います。そこら辺どのように利用されているのか。以上お聞きしたいと思います。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

まず温暖化の方の計画の45ページの統廃合についての御質問でございます。こちらに関しましては統廃合とありますが、統廃合のみではございません。統廃合は可能性の一つとして掲載してございます。統廃合の後ろにZEB化というものがございまして、こちらにつきましては「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」という考え方でございまして、高断熱やら自然エネルギーの利用をしまして高効率設備によりまして、できる限りエネルギーの省エネルギーに努めるという考え方でございますのでよろしく願いいたします。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

子宮頸がんワクチンについての御質問です。議員おっしゃるとおり、国の方が平成25年6月以降、積極的な勧奨を行わないという方針でありますのでそれに準じて町の方も積極的な勧奨、個人通知などは行っておりません。広報には掲載しておりますのでたまにお問い合わせがありますとその方に対して説明はするということで行っております。以上です。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時25分 休憩

午前11時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

手話通訳のことにに関してどういったときに使われるかということでお答えさせていただきますが、病院とかで通院されている方についてそういったサービスを使われる方はございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原でございます。まず子宮頸がんで、今広報で通知しているということですが、個別の通知は行ってないと。中日新聞の報道によりますとやっぱり個別、詳しく個別に通知した上で当事者に選んでいただくというのがいいんじゃないかという岡山県の話

等々も載っています。これはなぜ個別通知をしなかったのかということでもちょっとお聞きいたします。

また、先ほどのオフィスエコプランの件で、施設の統廃合のみではなくてと。結局、施設の建てかえということかなと。建てかえるときにZEB化、結局CO<sub>2</sub>を使わないような建物に変えていくということだと思いますが、余り使わないように変えていくということだと思いますが、統廃合の大治町予定がないので建物を建てかえるということなのかなという理解でいいのか。

もう1点は159ページ、あま市民病院運営協力金。昨年2500万円払われております。以前、説明の中であま市民病院バス、バスの運行を大治町にもしてもらっていると。そういう経費もあるんだということで、ただあま市がやっていることですからわからないなら仕方がないんですが、このバスの運営ですね、どれぐらいかかわっているのか。なぜかという日赤、日赤に行かれる方、中村日赤に行かれる方で使われている方がいて、やっぱり行きしかなくて帰りがないという要望を幾つも受けております。ここら辺どうなっているのか。昨年度のことをございますことしも同じような状況です。そこら辺わかっている範囲があればお教えてください。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長、どうぞ。

○保健センター所長（吉本清美君）

子宮頸がんワクチンの周知につきましては、先ほどもお答えしましたように積極的な勧奨は行わないということですので個人通知は積極的な勧奨に当たるかと思っておりますので行っておりません。以上です。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

先ほどの高効率のビル等のお話でございますが、こちらに関しましては2030年度を目指す計画として策定をさせていただいたものでございますので、そのような状況を設備等更新がございましたら私どもも当然絡ませていただいてという考えで計画させていただいたものでございます。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

あま市民病院からのバスの運行状況です。大治町を通りまわるのが2つのコースがございます。そちらの方の1日平均の利用者数は1つのものは2.19人、それからもう1つの日赤の方へ回るものが9.01人ということで伺っております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

119ページの大治町社会福祉協議会運営補助金で人件費補助が2568万1276円。これ昨年度は事務局長派遣でした。その分が入っているのか入っていないのか。職員常勤5人、非常勤4人ということですが、どのような補助内容になっているのか。

また127ページ、シルバー人材センター運営費補助金の中でも人件費、1667万9000円ございます。これも同様に事務局長派遣でした。そこら辺の人件費がどうなっているのかと職員常勤3人、臨時雇用職員1人ですが、そこら辺の補助割合などの説明をお願いいたします。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

まず119ページ、社会福祉協議会運営費補助金の人件費のことですが、当初その派遣法に基づいている人件費につきましては総務費の方で計上しております。民生課の方で運営補助金として計上している人件費につきましては、今の局長を除く常勤の方、それから非常勤の方がそれぞれ計上しております。

○9番（吉原経夫君）

割合は。

○民生課長（加藤 謹君）

割合。

○9番（吉原経夫君）

人件費100%で何パーセントか。

○民生課長（加藤 謹君）

100%って、社会福祉協議会の給与体系といいますか位置づけですが、本町の給与に準じた形で支給しておりますので町の給与に準じた形の人件費分ということで、その人件費分が最終的に補助金の交付要綱に基づいて支給をしております。

シルバー人材センターについても同様の形になっております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第13、議案第22号平成30年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原でございます。16ページの一番下、その他繰越金。補正によって2億970万3000円ふえております。それがどうなったのかということで38ページを見ますと全てではないですが、大体2億987万5000円が基金積立金になっているということで昨年度保険税を上げました。それによって基金積立金がこんなにもふえている。こんなにもふえるんだったら私は当初予算のときにもわかっていたので保険税を上げるべきではないと言っているのが如実にあらわれた決算になっております。本来、基金を積み立てる、今まで29年度までは基金を積み立てはほとんどなかったわけで、基金を積み立てるよりも保険税をそのまま据え置くべきではなかったのでしょうか。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長兼保険医療課長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

繰越金につきましては、議員言われるとおり39ページ、基金積立金に約2億円。その他の残金につきましては県への事業費納付金、そちらの方に充当してございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

ですから、こんなにも多額の基金積立金をするよりも保険税を少しでも上げるのを減らす、もしくは上げない。そういうように当初予算のときにも私は主張いたしましたが基金積立金はふえるだろうと言っておきましたがそのとおりになっておるわけですから、これは私の言った保険税上げるべきではなかったと。だって当初予算の中で基金積立金1,000円ですからね。本来1,000円で見積もっていて2億も入っちゃったということですからね。もともと2億入ることを予定してやっていたわけじゃないわけですよ。だから、これは保険税上げるべきではなかったというふうに思うんですが、どうですか。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長兼保険医療課長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

こちらにつきましては、あくまでも前年度繰越金に余剰金が生じたというものでございます。よろしくお願ひします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

前年度繰越金に余剰金が生じましたが、それを保険税へ上げる分をなくしてしまうのに使えばよかったというふうに私は最初から予算のときから言っているんですが、だって当初予算が1,000円だったのが2億も出ている。繰越金にしても1億1550万が3億になっている。見込みより非常に見込み違いが、最初から見込んであるか別ですが、この数字から見ると明らかに上げるべきではなかったと思うんですが、町長が答弁したそうですから町長よろしくお願ひします。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長兼保険医療課長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

まず医療費の関係でございますが、国民健康保険の保険給付費につきましては被保険者数が減少している。その中でも医療費がほぼ横ばいになっておるとい状況でございます。平成30年度からは県の方で国保が広域化になりました。その中で県が定める標準保険税率に準じた事業費納付金の負担が求められているため保険税を引き上げたものです。保険税の賦課決定につきましては、医療費、被保険者の所得水準、あるいは年齢階層、収納率、こういったもので変動することになりますので必ずしも保険給付費の減少とその他の理由等により状況が定まってくるということになります。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第14、議案第23号平成30年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、総務教育常任委員会に付託をいたします。

日程第15、議案第24号平成30年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原でございます。介護サービス事業勘定の方で一つお願いいたします。ちょっとページ数がわかりにくいんですが、介護サービス事業準備基金、これが30年度で349万6224円減ったと。30年度末現在で4580万7760円しか残っていない。当初予算でも介護

サービス事業準備基金を取り崩すように考えてやっております、同じように取り崩すとあと10年ちょっとなくなっちゃうということで、ただ、これは町立デイサービスセンターの分でございますが、町立デイサービスセンター、これは老人福祉センターと一体で運営されておられますからやっぱり私は残していくべきだと。でも、一般会計から繰り入れるというのはこの介護サービス事業に繰り入れていくのは少し難しいだろう。そこら辺どんどん減っちゃっている。当初予算以上に減っているわけですが、そこら辺どのように考えているのか。当初予算のときも減って大丈夫なのかと聞いたと思うんですが、当初予算以上に減っているような気がしますのでその辺ちょっとお願いいたします。

○老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤正典君）

議長。

○議長（横井良隆君）

老人福祉センター所長、どうぞ。

○老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤正典君）

ただいまの議員の御質問の件でございますが、確かに財政的に非常に苦しい、経営も厳しいということは承知しております。ただ、当センター長い歴史があり、また他とは違うサービス提供を行っております。民間は営利企業のため利益を求めますが、町の場合利益を求めていません。今後について現状のままというふうを考えております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

先ほどちょっと質問を間違えまして、当初予算より若干繰り入れが減っているから少し頑張らただろうということで済みません、ちょっと間違えました。今の説明でとにかく町立デイサービスセンターを残していく。老人福祉センターも一体の物ですからこれは町民利用者も多いのでぜひ残していただきたいと思います。そこが聞けましたので質問はこれで終わります。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、所管の各常任委員会に付託をいたします。



日程第16、議案第25号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第17、議案第26号平成30年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

後期高齢者医療特別会計ですが、収納率九十何%とちょっと手元にわかりません、九十何%ということで100%じゃないということでそこら辺収納対策されておられるとは思いますが、そこら辺他の市町村などですと差し押さえ等々そういう事例も聞いているんですが、後期高齢者医療75歳以上の方で差し押さえ、ちょっとどういうものかなという思いもありましてそこら辺実態はどうなんでしょうか。昨年度です。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長兼保険医療課長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

収納対策でございますが、休日滞納整理で5月、10月、12月、3回、計6回実施しています。この中では電話等により未納者に対して通知を差し上げておるといふものがございます。その他滞納処分については今回決算には上がってございません。よろしくお願いたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時45分 散会